

環境影響評価方法書説明会（２回目） 議事概要

日時：2025 年 7 月 26 日(土) 10 時 00 分～12 時 20 分

場所：土山開発センター大集会室

1. 概 要

＜出席者＞

- ・近江バラス：松下社長、子安部長
- ・ハ°シフィックコンサルタンツ：藤田、瀨瀬、西脇、鈴木

＜進行＞

- ・開 会 10：00～
- ・事務者挨拶 10：02～
- ・事業者説明 10：04～10：50
- ・質疑応答 10：50～12：18
- ・閉 会 12：20

2. 説 明

＜事業者側＞

- ① 事業計画の概要（ハ°シフィックコンサルタンツ瀨瀬）
- ② 方法書の概要（ハ°シフィックコンサルタンツ西脇）

3. 質疑応答

(質問) 地震災害への対応方針として、盛土材にセメント固化剤を概ね 5% 程度添加するとのことですが、廃棄物の覆土にも固化剤を添加しますか。その場合、緑化に影響しないのですか。植物を植えることによって、法面を安定させるという考えもあると思います。

(回答) 埋立層や覆土には、固化剤は添加しません。土砂にセメント固化剤が混ざると植物が育ちにくくなるため、盛土の強度が保てる範囲内で植栽部の土を入れ替えることを想定しています。

(質問) 工事中の沈砂池の計画を教えてください。

(回答) 工事着手時に濁水対策として仮設の調整池を設置し、その後本設の調整池を建設する計画です。

(質問) 調整池の構造について、貯留部に雨水が溜まり湿地状態になって、富栄養化が進んで水質が悪化することはないですか。

(回答) 調整池については、大雨で著しく増水した時に雨水は溜まりますが、それ以外は放流口から水が流れ続ける構造です。そのため、調整池に雨水が溜まり続けることはありません。

(質問) 次郎九郎川の下流には旧土山町の廃棄物処分場跡地が、上流には環境事業公社のクリーンセンターがあります。次郎九郎川の水質に異常が見られた場合に原因が特定できるよう、水質調査はしっかり実施して頂きたい。

(回答) ご懸念の点を念頭に置きながら、しっかりと現況把握の調査を実施します。

(質問) 地下水を含む水質調査について、BODだけではなく生活環境項目や健康項目についても調査し、環境影響評価項目とすべきだと思います。

(回答) 本処分場で受け入れる廃棄物は安定型廃棄物であり、受入検査を徹底することにより、有害物質等の混入を防止します。そのため、BODという汚濁指標に着目して予測・評価する計画としています。ただし、万一のことを想定して、河川水・地下水については、BOD以外の有害物質の現況調査を実施します。

(質問) 野洲川の上流となるこの場所に、事業地を決めた理由を教えてください。

(回答) 処分場に適した地形条件であること、新名神高速道路が開通してアクセスが良くなったこと、近江バラスが事業を続けてきた地元であること、以上の点を踏まえてこの土地を選定しました。

(質問) 地権者には利用目的を説明したうえで、用地買収を行ったのですか。

(回答) 安定型産業廃棄物の最終処分場計画地である旨を説明したうえで、用地を取得しました。

(質問) 建設や施設運営において問題が発生した場合の責任の所在は、ジェネスと近江バラスのどちらにありますか。

(回答) 本事業は近江バラスが実施するため、責任の所在は近江バラスとなります。

(質問) 南海地震への対応は大丈夫ですか。

(回答) 盛土の安定性については、大地震発生時や豪雨により埋立層が水で満たされた時、地震と豪雨が同時に起こる時など、様々なパターンで安定計算を行い、貯留堤や押え盛土の構造、強度などを決定します。近年、災害が頻発しているため、これらの設計基準は厳しくなっています。

(質問) 環境影響評価や許認可の想定スケジュールを教えてください。

(回答) 順調に調査や手続きが進んだ場合、2027年度末に環境影響評価と工事に必要な許認可手続きを終える予定です。また、2029年度末に工事を完了し、2030年度から事業を開始する予定です。

(質問) 住民が説明を聞き事業者に対して意見を言える機会は、今回の方法書説明会と準備書説明会のみですか。

(回答) 手続き上はその2回となります。それ以外については、地元自治会等と協議を行いながら、事業計画を検討することを想定しています。

(質問) 配慮書に対して知事、市長および一般から意見が出されています。方法書では、これら全ての意見を計画に反映しましたか。また、事業者の見解については、知事は全て「良し」としたのですか。

(回答) 配慮書に寄せられた全ての意見を反映しているのではなく、頂いた意見に対して、計画に反映していないものについては、その理由等を事業者の見解として述べているものもあります。今後の方法書の審査においては、配慮書に対する各意見への対応状況についても判断され、意見が出されるものと考えます。

(質問) 最終処分場は必要であることは理解していますが、規模の縮小を検討して頂けないですか。

(回答) 事業の採算性を考え、規模を決定しています。今後、環境影響評価の手続きを通して、事業による影響が最小限になるよう検討を行います。

(質問) 本計画について、土山町の南土山地区や大澤地区などには説明していると思いますが、これ以外の地域の住民は知らないのではないですか。

(回答) 本日参加頂いた皆様からも、8月4日に開催する説明会について展開頂けると幸いです。

(質問) 野洲川の下流側に位置する水口町や甲南町、湖南市などでは、野洲川から取水しています。これら下流の地域でも説明会を開催して頂けないですか。

(回答) 今回は、事業地のある土山町で説明会を開催し、下流地域に住まわれている方には、説明会を開催することを案内する形としました。説明会開催の周知は、甲賀市の広報紙への掲載や下流地域の市役所にチラシを置いてもらいました。今後開催する説明会の場所や周知方法については、検討します。

(質問) クリーンセンター滋賀の建設時には、周辺地域の区長が年に1回監視を行い、その結果を区民に周知していました。水質調査の結果についても文書で提供され、住民が納得しながら事業を進めていました。同様の対応は可能ですか。

(回答) 施設供用後の区長などによる見学会の機会については、企画したいと思います。

(質問) 県道岩室北土山線の下り坂の途中に施設への進入口ができることになります。雪や霜、落葉などの時期には危険な状態になるので、十分な対策を実施して頂きたい。

(回答) 大澤地区の皆様と相談しながら、交通安全対策を検討します。

(質問) 埋め立てる建築廃材主体の廃棄物には、主にどのようなものが含まれますか。

(回答) 主にコンクリートや廃プラスチック、ガラス陶磁器くずの搬入を想定しています。大部分の廃棄物は工事現場から直送されるのではなく、中間処理施設で選別・破碎されたものが搬入されることになります。

(質問) 廃棄物の展開検査は目視で行うのですか。検査は誰が行うのですか。抜き打ちの第三者チェックなどが必要と考えます。

(回答) 展開検査は当社の作業員が行います。展開検査場で車両から廃棄物を降ろし廃棄物を敷き均した後、目視確認を行い、検査に合格した廃棄物だけを再び車両に積み直して埋立てを行います。第三者によるチェックや埋立作業を見学する機会などについても検討します。

(質問) 搬入車両は1時間に何台程度を見込んでいますか。計画より搬入車両の台数が増えることを懸念しています。車両台数についても第三者のチェックが必要と考えます。

(回答) 搬入車両は1時間当たり2〜3台を想定しています。第三者によるチェックのやり方や搬入車両台数をどこまで制限できるか、相談させて頂きたい。

(質問) 水質調査は、いつまで継続しますか。

(回答) 環境影響評価に係る調査は1年程度で終える予定です。事業開始後は法令に従い、浸透水の検査を毎月、埋立地上下流の地下水検査を年に1回実施します。水質検査結果は、公開する予定です。

(質問) 埋立完了後のモニタリング方針や、水質基準を超過した際の対応方法について教えてください。

(回答) 埋立完了後は、法令で定められた閉鎖手続きに従いモニタリングを継続します。万一、水質検査の結果が基準を超過した場合には、浸透水を調整池に溜めて河川への放流を止め、水処理など必要となる対策を行います。

(質問) 伐採木は焼却しないでいただきたい。

(回答) 伐採木の焼却処分は行いません。伐採木は、木材としての利用や木質チップ化など可能な限り再利用するとともに、再利用できないものについては法令に従い適切に処分します。

(質問) 方法書において、県知事、甲賀市長および一般からの意見と、それに対する事業者の見解が示されていますが、示された方針が達成できなかった場合はどうなりますか。また、県知事が事業を許可する際の基準として、地域住民からの賛同は必要ないのですか。

(回答) 環境影響評価の手続き上、全ての意見を計画に反映することは必須ではないと認識しています。頂いた意見に対して、折り合わない部分については、事業者の考え方を述べることになります。今後の手続きとして、県が招集する専門家による審査会が開かれ、意見書等への対応状況についても加味したうえで、調査、予測・評価について意見を頂き、環境影響評価の手法を決定します。許認可については、法令で定められた基準を満たしているかどうか審査され、住民の方からの同意は必須ではないとされていますが、理解して頂けるように努力してまいります。

(質問) 近江バラスのホームページでは、配慮書が閲覧できない状態です。これまでに公表された本事業に関する資料については、縦覧期間後も閲覧できるようにして頂きたい。

(回答) 今後は、近江バラスのホームページ上で資料を掲載します。また、本説明会で使ったパワーポイント資料についても、ホームページ上で閲覧できるようにします。

(質問) 隣接する大澤地区は、土砂災害警戒区域に指定されています。事業地も同様に崩れやすい地域ではないですか。

(回答) 許認可に係る行政機関との協議のなかで、防災上の基準の遵守を徹底します。また、地質調査結果等を踏まえ、安全性にどこまでの余裕を持たせるのかについては、検討します。なお、盛土の安定計算に係る具体的な数字や計算式については、準備書に掲載する予定です。

(質問) 本事業の影響によりサルなどの動物が山から追い出され、農作物等への被害が発生することが想定されます。そのような被害が発生した場合は補償して頂けますか。

(回答) 現時点では、動物による農作物被害について具体的な検討・把握はしていませんが、今後、動物の現地調査を行い事業地における生息状況などを把握するとともに、必要に応じて鳥獣被害への対策を検討します。被害の原因が本事業によるものであると明らかになった場合は、補償します。

以上